

議案第 6 0 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

選挙長			1 0 , 8 0 0
選挙立会人			8 , 9 0 0
開票管理者			1 0 , 8 0 0
開票立会人			8 , 9 0 0
投票所の投票管理者			1 2 , 8 0 0
期日前投票所の投票管理者			1 1 , 3 0 0

投票所の投票	7 時間以上の従事			1 0 , 9 0 0
立会人	7 時間未満の従事			5 , 4 0 0
期日前投票所	6 時間以上の従事			9 , 6 0 0
の投票立会人	6 時間未満の従事			4 , 8 0 0

」を

「

選挙長			1 2 , 2 0 0
選挙立会人			1 0 , 1 0 0
開票管理者			1 2 , 2 0 0
開票立会人			1 0 , 1 0 0
投票所の投票管理者			1 4 , 5 0 0
期日前投票所の投票管理者			1 2 , 8 0 0
投票所の投票	7 時間以上の従事		1 2 , 4 0 0
立会人	7 時間未満の従事		6 , 2 0 0
期日前投票所	6 時間以上の従事		1 0 , 9 0 0
の投票立会人	6 時間未満の従事		5 , 4 0 0

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官

国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。